

新施設の整備用地及び周辺の地域のまちづくり

．一般廃棄物処理基本計画及び基本構想での整備用地の位置づけ

当委員会で「新施設の整備用地」の検討にあたり、一般廃棄物処理基本計画及び基本構想での整備用地の位置づけを確認する。

1．一般廃棄物処理基本計画（平成 20 年 3 月）における整備用地の位置づけ

「一般廃棄物処理基本計画」において、整備用地については下記のように記されている。

【武蔵野クリーンセンター敷地の継続使用の検討】

現有の武蔵野クリーンセンターの敷地は、昭和 54 年に「クリーンセンター建設特別市民委員会」の中で検討を重ね、建替え用地の有無なども考慮した結果、選定されたものです。施設建替えの検討にあたっては、20 年以上の長い期間にわたり周辺住民とパートナーシップを形成し運営してきた貴重な用地であることを念頭に周辺住民との十分な協調関係を図ったうえで行います。

2．（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想（平成 20 年 6 月）における整備用地の位置づけ

「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」において、整備用地については下記のように記されている。

（仮称）新武蔵野クリーンセンターの整備用地は、現武蔵野クリーンセンター敷地内の東側に建て替え用地が確保されていますが、市民参加の先進事例としての現武蔵野クリーンセンターの用地選定経緯を踏まえ、市民参加による委員会において決定をしていくこととします。

・法的な面の条件の確認

法的な面の条件

武蔵野市の都市計画では、市内の全域に用途地域が決められており、それぞれの用途地域で建てられるもの、建てられないものが決まっている。

ただし、ごみ焼却場を建設する位置については、建築基準法により、都市計画において位置を決定もしくは位置の許可を得ることが定められており、ごみ焼却場については、市の都市計画審議会が都市計画決定又は位置の許可を得ると、用途地域によって建てられないことはない。しかし、建築基準法、都市計画法の主旨を考えると通常は、工業地域や準工業地域に建てるのが望ましいと考えられる。

現武蔵野クリーンセンターの整備用地については、整備用地決定後に「ごみ焼却場」として都市計画決定されている。その際、東側建て替え候補地部分も含めて都市計画決定されている。よって、次ページの都市計画決定図のとおり、現時点では敷地の位置の範囲内であれば、建て替えが可能になっている。

本市の都市計画及び用途地域等の状況は、市全域で9種類の用途地域が定められていますが、ほとんどの地域を第一種低層住居専用地域または第一種中高層住居専用地域が占めており、工業地域、工業専用地域といった用途の指定はない。

また、準工業地域についても、住宅の密集する西久保三丁目と、民間工場のある中町二丁目の一部が指定されているだけで、焼却施設の整備が可能な広さの土地は皆無となっている。実際に武蔵野市は面積10.73km²を有していますが、その大半が市街化され、住宅地は7割を越えている。また、農地は3%に過ぎず、未利用地は2%弱しかない。

建築基準法第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、**ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁(武蔵野市都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

都市計画法第11条

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、**ごみ焼却場**その他の供給施設又は処理施設

現クリーンセンターでの都市計画決定

●**ごみ焼却場** 平成16年11月15日 武蔵野市告示第142号

番号	名 称 ごみ焼却場名	位 置	面積 (ha)	備 考
1	武蔵野クリーンセンター	緑町三丁目地内	約1.7	処理能力1950日 650日3炉

●**ごみ処理場** 昭和56年6月3日 武蔵野市告示第32号

番号	名 称 ごみ焼却場名	位 置	面積 (ha)	備 考
1	武蔵野粗大ごみ処理場	緑町三丁目地内	約1.7	処理能力500日

●**熱供給基幹施設** 平成13年11月8日 武蔵野市告示第159号

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
武蔵野市温水熱供給基幹施設 (武蔵野市温水管)	緑町三丁目地内	緑町二丁目地内	供給施設:武蔵野市庁舎 敷地面積:14,489m ²



都市計画決定図

・新施設の整備用地の検討の進め方

当委員会において、新施設の整備用地、新施設のあり方、新施設の周辺まちづくりの3つの検討事項がある。その内、3月までに新施設のあり方については基礎的な施設イメージを見出すことができ、中間のまとめとなった。そして、中間のまとめの中で、『「整備用地」についての基本的な考え方は、これまでの蓄積の継承、活用を重視し、「現在の市役所北エリアを選択（但し域内の土地利用の全面的見直しを前提とし、行政においても横断的な調整を求める）」とするか、或いは「現在の市役所北エリアを選択」を相応しくないとし、これまでの経緯とあらゆるコストに関係なく「新規用地を選択」という二つの選択肢から考えると想定している。』と提起した。

今後、6月までに2つの検討事項である整備用地及び周辺まちづくりは、この提起をベースに検討を進めるため、以下の2つの検討を行う。

（1）『「現在の市役所北エリアを選択（但し域内の土地利用の全面的見直しを前提とし、行政においても横断的な調整を求める）」の検討

現クリーンセンターが景観に配慮したまちづくりをしてきたことは紛れもないところだが、「市役所北側エリア」と捉えた場合、「野球場、庭球場、緑町コミュニティセンターを含めた街区としてのまちづくりはどうか」を検証する必要がある。

（2）『「現在の市役所北エリアを選択」を相応しくないとし、これまでの経緯とあらゆるコストに関係なく「新規用地を選択」という二つの選択肢から考えると想定している。』の検討

住宅密集地である本市に整備用地として確保できる場所があるか確認する。

「中間のまとめ」の意味と役割・・・

‘現クリーンセンター’から‘（仮称）新クリーンセンター’への移行を円滑に行うため、適合する整備用地を早期に決定し、‘施設づくり’、‘まちづくり’の議論に十分な時間とコストをかける

以上より、当委員会では、基本となる機能を同じくするものの、（仮称）新クリーンセンターとは、安全面、効率面、そして周辺地域のまちづくり面などについて、今後約半世紀を通じてそれらのいずれをも保障しつつも、現施設よりさらに市民に親しまれ、まちと共に在り、プラスを創造する高次な施設であることを願って、全体像を描くことに専念してきた。そのため今回の議論では‘施設づくり’を優先してきた訳であるが、今後は‘整備用地’を設定することによって、検討全体の具体性が見えて来ると考える。これについての基本的な考え方は、現段階では主に上記（2）の、これまでの蓄積の継承、活用との指摘を重視し、「現在の市役所北エリアを選択（但し域内の土地利用の全面的見直しを前提とし、行政においても横断的な調整を求める）」とするか、或いは「現在の市役所北エリアを選択」を相応しくないとし、これまでの経緯とあらゆるコストに関係なく「新規用地を選択」という二つの選択肢から考えると想定している。いずれにせよ、本市に相応しい、画期的な（仮称）新クリーンセンターの整備への検討を深めるために、現在状況に合わせ、当委員会に与えられた時間を最大限有効に使い、議論を進めたいと考えている。

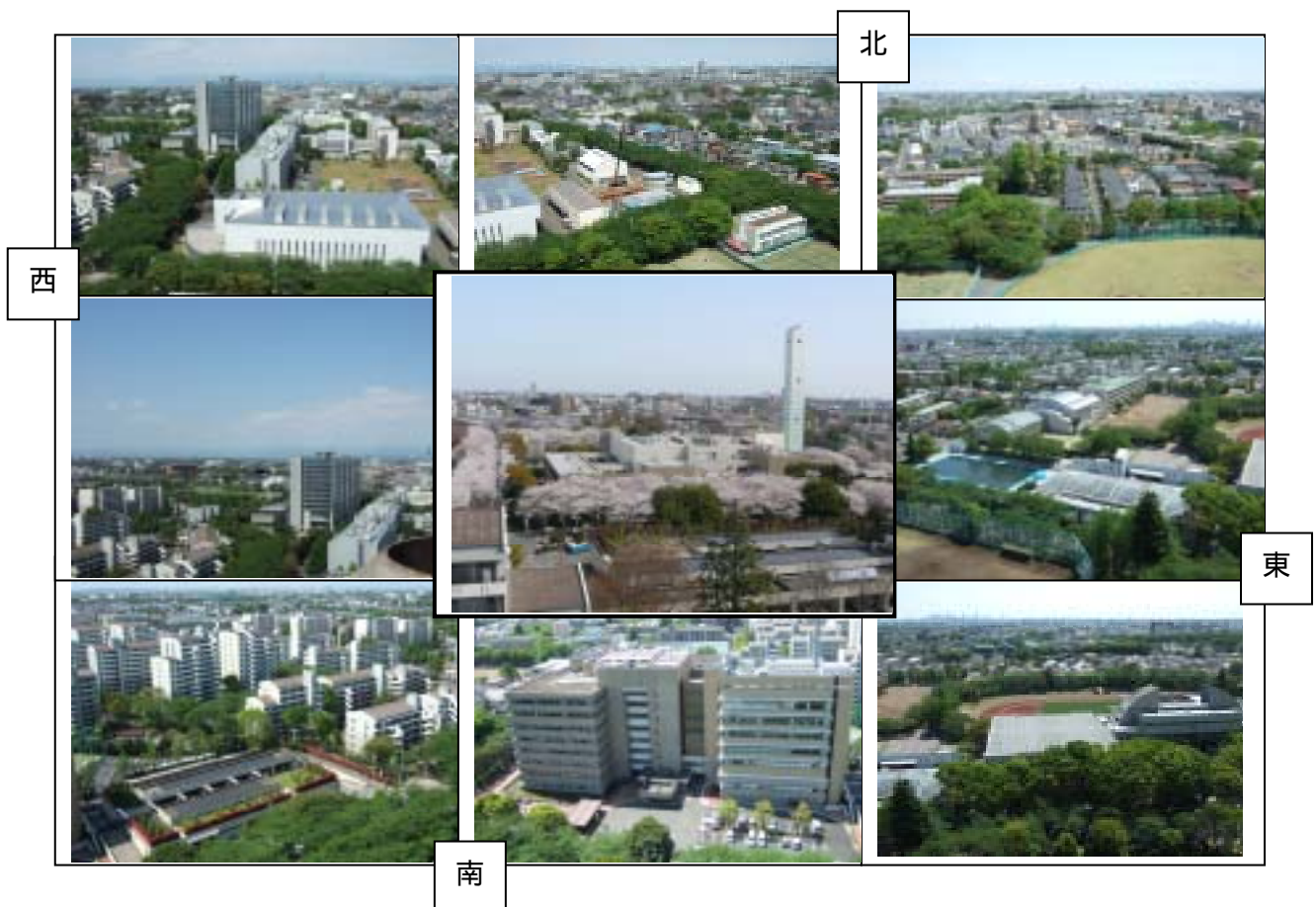
(1) 『 現在の市役所北エリアを選択（但し域内の土地利用の全面的見直しを前提とし、行政においても横断的な調整を求める）』の検討
【現クリーンセンター周辺まちづくりの課題】

1. 現クリーンセンターの評価

- ・クリーンセンター街区内に野球場・庭球場・緑町コミュニティセンターがあり、合わせて3.4haある。
- ・クリーンセンターは、地下を利用し、建物高さを下げ、外壁は市役所と同色の茶系のタイル張りとし、塀を造らず周囲をグリーンモールで囲い、周囲の環境を配慮した工夫をしている。
- ・クリーンセンター街区内は、土壌や生育環境など土地のポテンシャルが高く、みどりが豊かに育っている。
- ・同一の敷地内の緑地は、焼却施設の作業動線と交差するため、利用が制限され、日常的に市民が利用可能な施設とはなっていない。
- ・隣接する運動施設は、単目的利用施設として利用者が限られる。
- ・テニスコートは、稼働率が高いが、野球場は、面積あたりの利用人数が少なく、広さに対しての利用率が少ない。
- ・運動施設は、敷地に余裕がないため、緑地率が低い。
- ・野球場の両翼は87m、中堅103mで、観客施設（スペース）がないため、野球専用施設としての位置づけが中途半端である。なお、公式な球場としては、両翼約98m以上、中堅約122m以上があることが望ましいとされている。
- ・施設利用の時間が限定されているため、クリーンセンターと隣接運動施設合わせてこのエリアがクローズされている時間が半日以上ある。
- ・運動施設では、クリーンセンターと一体となったイベントを行ったことがない。
- ・北側住民はこのエリア（クリーンセンターと隣接運動施設）を通り抜けることができない。
- ・クリーンセンターの周辺は、一大スポーツエリアであるが、都市公園ではなく、緑地の比率は、運動公園に比べ低い。
- ・クリーンセンター街区内北側に野球場・庭球場が配置されている。現クリーンセンター建設以前より運動施設と整備されており、野球場と庭球場が残った形であるが、地元からは、季節によって砂ぼこりが酷く、また、特定の人利用は、地元還元になっていないとの声がある。
- ・緑町コミュニティセンターが街区北西の角にある。コミュニティセンターとしては小規模であり、また、緑町地区としては北端に位置しているため、「使いにくい」という声もある。
- ・街区内は十分な空間があり、周辺への日照、通風を確保している。しかし、クリーンセンターと北側運動施設の間に仕切りがあり、分断しており、また、街区内の一体感がない。

2. クリーンセンター周辺まちづくり

- ・現クリーンセンター周辺は、クリーンセンター街区内に野球場・庭球場があり、合わせて3.4haある。
- ・南側には、市役所・むさしの市民公園で2.5haある。
- ・東側は、総合体育館・陸上競技場で5.6haある。
- ・西側には民間研究所で12haある。さらに、南西側に緑町パークタウン、都営住宅を含め13haある。そして、都立中央公園10haと続く。
- ・現クリーンセンター周辺は、本市の住宅密集地域の中で、本市のイメージとなる広大な緑豊かな空間（約50ha）が形成されている。
- ・クリーンセンター街区北側に位置する緑町3丁目は、クリーンセンター街区に遮られ緑町1・2丁目と分断している。
- ・民間研究所の東面、北面に歩道がなく、危険であり、また、まちとしての一体感が無いとの地元の声がある。ただし、平成10年に今まであったコンクリート塀が接道緑化として改修され、景観上相当改善された。
- ・市役所、クリーンセンター街区、総合体育館・陸上競技場、緑町パークタウン、民間研究所、中央公園までの中心とする広大な緑豊かな空間を一体的なまちづくりで計画する。今後、改定される都市マスタープランに位置づける。



3. クリーンセンター用地選定に関する提案

「クリーンセンターと公園等を一体化した施設として整備する場合の公園のあり方について」

環境を考える核としての位置づけ

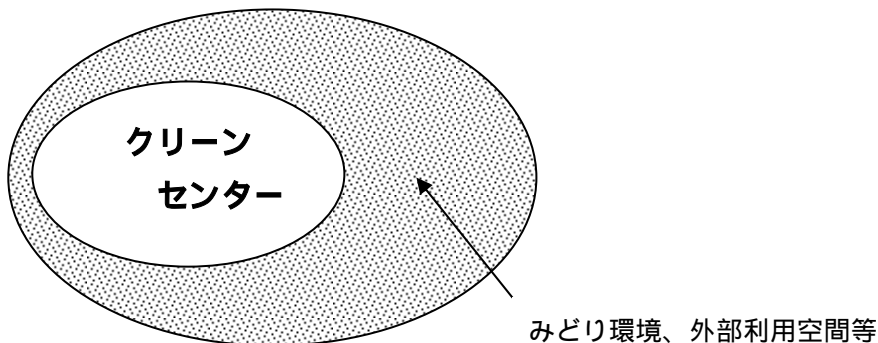
- ・クリーンセンターは緑と一体化したものでなければならない。
- ・クリーンセンター及びその周辺は、立地する地域の環境を豊かにする拠点として位置付ける。
- ・クリーンセンター及びその周辺の環境は、利用の自由度が高く、開かれた施設とする。
- ・ほぼ全域で土地のポテンシャルが高い武蔵野市では、特殊緑化に頼らない緑化を基本とする。

土地ポテンシャルとは、緑化植物の生育に必要な土壌や日照などの自然条件、風や大気汚染などの生育阻害要因の有無。

先進事例から学ぶもの

- ・ごみ焼却施設と周辺のみどりは、単なる緩衝（閉鎖された）緑地ではなく、市民が利用できるオープンなみどりとして機能する。
- ・先進事例では、特殊技術を使った緑化が使われていることが多い。（屋上緑化、壁面緑化等）他の焼却施設は、土地のポテンシャルの低いところに立地することが多く、植物の生育は総じてよくないため、特殊緑化で補っているという印象がある。

クリーンセンターと公園等を一体化した施設とするイメージ図



(2) 『「現在の市役所北エリアを選択」を相応しくないとし、これまでの経緯とあらゆるコストに関係なく「新規用地を選択」という二つの選択肢から考えると想定している。』の検討

1. 中間まとめ及び現在までのスタディから

中間のまとめ2つ目の検討が『「現在の市役所北エリアを選択」を相応しくないとし、これまでの経緯とあらゆるコストに関係なく「新規用地を選択」という二つの選択肢から考えると想定している。』とある。

用地候補について、現クリーンセンター用地を決定した時から、状況の変化はなく、市内においては、まとまった用地を求めにくい状況はあるが、選定にあたっての視点として次の項目が挙げられる。

面積要件による抽出

- ・新施設の整備用地として最低限必要とされる 1.3ha 以上の広さを有する用地を抽出する。

幅員 10m以上の現況道路または、都市計画道路によるアクセスが可能な土地。

- ・道路アクセスおよび交通渋滞、収集効率のよさは不可欠な要素。

農地は、対象から外す

- ・市内の土地利用状況から、これ以上農地は減らすべきではない。
- ・本市の農業は都市化の波に押され、極めて厳しい環境の中に存在してきた。昨今都市農業の大切な役割は、生産面にとどまらず多機能性からも見直されてきており、将来への可能性を確かめつつ、積極的に振興を図っていくことを望まれる。

(第四期長期計画調整計画/平成 20 年 3 月)

*ただし、 1.3ha 幅員 10m以上の道路に接道 に適合する農地はない。

現在、市で利用している施設が立地する市有地は対象外とする。

- ・施設移転や新規施設移転を伴うことは、極力避ける。

(老朽化施設や簡易な建築などは除外)

新クリーンセンターの機能に加え、環境のキーワードで連担できる土地 (または施設) が隣接していること

- ・施設 1.3ha + 地 (1 ~ 1.5ha) = 2.3 ~ 2.8ha

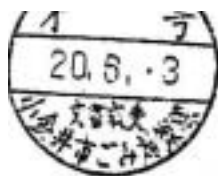
2. ～ の条件による抽出

本市は人口密度全国第2位に位置するほど著しい都市化が進んでいる。土地利用は7割超の住宅地と3駅の商業圏などからなっており、農地は3%に過ぎない。その中でも、前ページ～の条件から大きな空間が確保されているところは、3つの都立公園、3つの私立大学、2つの都立高校、1つの私立学校、5つの市立小・中学校、境浄水場、中町地区の民間工場・グラウンド、境地区の民間自動車教習所、境南地区の病院、2つの住宅団地、緑町・吉祥寺北町地区の市役所・むさしの市民公園エリア、陸上競技場・総合体育館・市営プールエリア、現クリーンセンター・野球場エリア、民間研究所と限られている。しかし、現クリーンセンター・野球場エリアを除いて、他は土地利用がすでになされている現状がある。

用途	1.3ha以上かつ 幅員10m以上 (道路で分割した 場合の数)	
学校(市立小・中)	5	(1)大野田小(2)境南小(3)桜野小(4)四中(5)五中
学校(都立高校)	2	(6)武蔵野北高 (7)武蔵高
学校(私立小・中・高)	1	(8)聖徳学園
学校(私立大学)	3	(9)成蹊大学 (10)亜細亜大学 (11)獣医生命科学大学
公園(都立)*1	3	(12)都立井の頭公園 (13)都立中央公園 (14)都立小金井公園
農地(生産緑地)	0	
公共施設(市)	3	(15)市役所・むさしの市民公園エリア (16)陸上競技場・総合体育館・市営プールエリア (17)現クリーンセンター・野球場エリア
水道施設(都)	1	(18)境浄水場
病院	1	(19)日赤病院
住宅団地	2	(20)緑町団地 (21)桜堤団地
民有地 *2	4	(22)中町地区工場 (23)中町地区民間グラウンド (24)緑町地区研究所 (25)境地区自動車教習所
合計	25	

*1 東京都の方針として、都立公園にごみ焼却施設は設置できないとしている。(参考資料)

*2 仮に、民有地を買収するとなると、土地単価を30～50万円/㎡とすると、最低1.3haを買収するとしても、39億円～65億円となる。さらに物権補償費が必要となる。



20建公計第38号
平成20年6月2日

小金井市環境部長
深澤 義信 殿
小金井市ごみ処理施設担当部長
三上 順本 殿

東京都建設局公園緑地部長
北村 俊 殿



小金井市新焼却施設建設候補地について

初夏の候、貴職におかれてはますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび、平成20年6月1日付、貴市「市報こがねい」に掲載された新焼却施設建設候補地に関する記述の中で、候補地として都立小金井公園及び都立武蔵野公園区域があげられております。
このことについて、従前から下記のとおり説明しており、候補地とすることはできないので、改めて通知します。
また、市報に候補地として掲載したことにより、貴市民が都立小金井公園及び都立武蔵野公園区域を焼却施設の候補地になり得ると誤解するおそれがあることから、市報の訂正など適切な対応を求めます。

記

- 1 ごみ焼却施設は、都市公園法に定める公園施設ではないことから、都市公園内に設置できない。
- 2 都は従来から公園を含め緑の増量に取り組んでおり、都立公園を廃止する考えはない。

都市マスタープラン

めざすべき都市像「環境共生・生活文化創造都市むさしの」

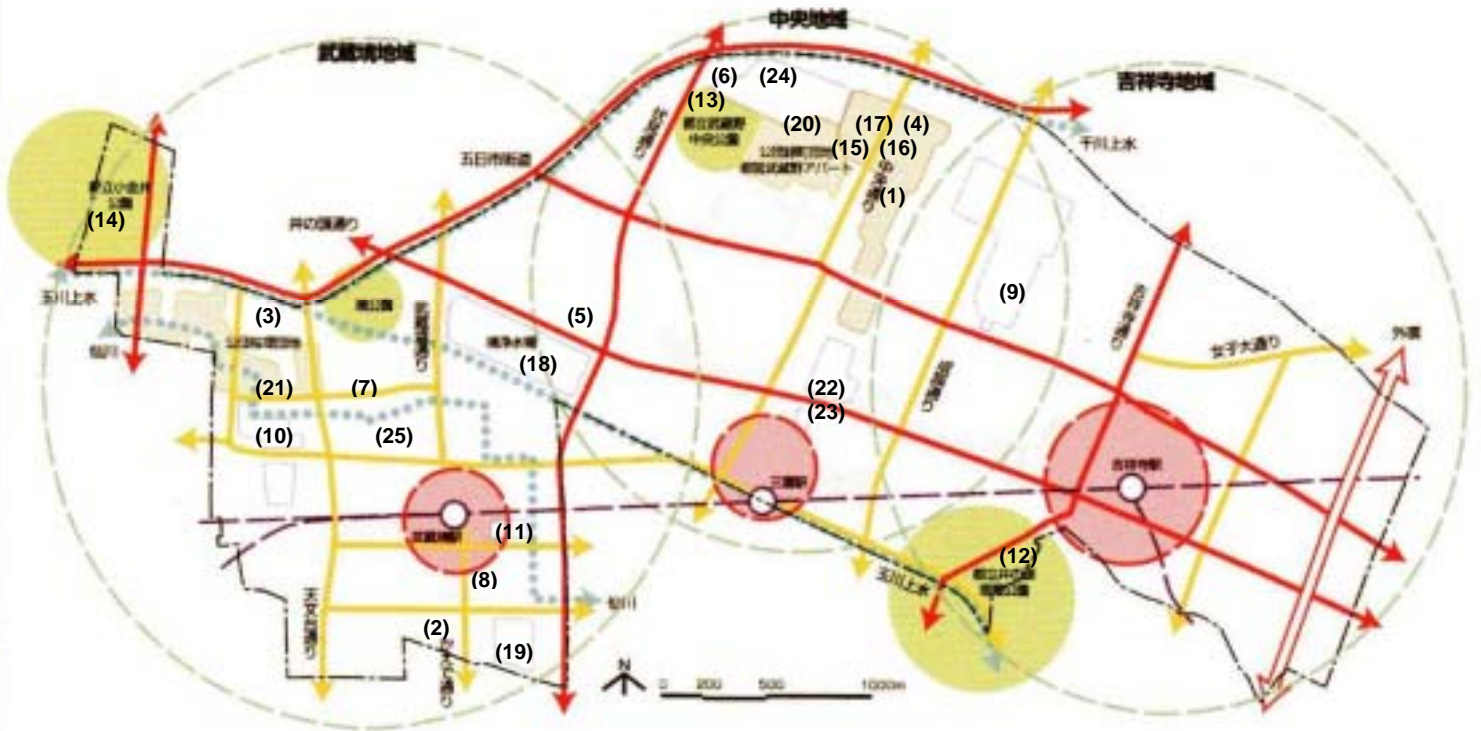
将来都市構造

めざすべき都市像に掲げた「環境共生・生活文化創造都市むさしの」という理念に基づき、都市空間を形成していくため、都市の骨格を構成する以下の4項目を、将来都市像と定めるとともに、充実させていくための方針を示します。

方針の検討にあたっては、現在まで脈々と培われてきた現在の構造を基本としつつ、広域的

な観点による市街地構造を踏まえるとともに、市民の生活に対応してきめ細かい構造を形成していくことを重視します。

- ・交通ネットワーク
- ・商業・業務機能集積地
- ・水と緑のネットワーク
- ・個性豊かな3地域



1.3ha、10m 接道の敷地は、大半が都市マスタープランに位置づけされている。

3. クリーンセンターと公園等を一体化した施設を想定した整備用地

(~ の条件)

クリーンセンターと公園等を一体化した施設を想定した整備用地で考えていくと、現クリーンセンター・野球場エリアは、街区で3.4haあり、土壌や生育環境など土地のポテンシャルが高く、みどりが豊かに育っていることから適している。

それ以外の整備用地として考えられるのが、3つの都立公園となるが、すでに供用開始されている都市計画公園に、新たに清掃施設を計画するのは不可能と考えられる。

それでは、これ以上の整備用地を選定するとすれば、昭和16年に都市計画公園として都市計画決定し、今だに事業決定されない「境公園」がある。このエリアは、農地や最近整備された農業公園があり、公園とごみ焼却場としての融合した再計画をすれば可能である。しかし、都市計画上、都市マスタープランからの位置づけから可能なのか、今の段階では不確定である。また、今後10年以内に新クリーンセンターを稼働させるとなると時間的な問題はクリアできない。



* 事業決定されると買収行為がなされ、公園として現実的に整備されることになるが、計画決定のままであれば、木造・鉄骨造2階建てまで建築可能。ただし、地下は不可。

ケーススタディ

クリーンセンターと公園等を一体化した施設づくりとして、最低必要面積2.3haとした場合、農業公園がすでに5,000㎡確保されており、残りの面積1.8haが買収面積となる。買収価格が30万円/㎡と仮定すると5.4億円(18,000㎡*30万円/㎡)となる。さらに、家屋の補償費がプラスされる。

整備用地の条件

買収費として、5.4億円+家屋補償費がプラスとなる。

10年以内に稼働を考えると、3年以内に買収が完了しなければならない。

都市計画上、マスタープランからの位置づけを検討し、都市計画変更する必要がある。



●都市計画公園

平成17年3月31日現在

区対番号	種別	名称		位置	面積 (ha)	計画決定年月日
		番号	公園名			
①	街区公園	第2・2・1号	むさしの市民公園	武蔵野市緑町二丁目地内	約0.63	昭和57年1月5日 武蔵野市告示第1号
②	街区公園	第2・2・2号	西久保公園	武蔵野市西久保一丁目地内	約0.96	昭和58年3月28日 武蔵野市告示第17号
③	街区公園	第2・2・3号	境南西公園	武蔵野市境南町西丁目地内	約0.08	昭和58年3月28日 武蔵野市告示第17号
④	街区公園	第2・2・4号	桜橋公園	武蔵野市関前五丁目地内	約0.04	昭和59年7月2日 武蔵野市告示第64号
⑤	街区公園	第2・2・5号	松籟公園	武蔵野市吉祥寺東町西丁目地内	約0.14	昭和59年7月2日 武蔵野市告示第64号
⑥	街区公園	第2・2・6号	境橋公園	武蔵野市境四丁目地内	約0.05	昭和61年11月18日 武蔵野市告示第88号
⑦	街区公園	第2・2・7号	野田南公園	武蔵野市吉祥寺本町西丁目地内	約0.04	平成3年2月19日 武蔵野市告示第11号
⑧	街区公園	第2・2・8号	中道公園	武蔵野市吉祥寺本町三丁目地内	約0.05	平成3年2月19日 武蔵野市告示第11号
⑨	街区公園	第2・2・9号	関前公園	武蔵野市関前三丁目地内	約0.41	平成5年1月18日 武蔵野市告示第10号
⑩	街区公園	第2・2・10号	本田北公園	武蔵野市吉祥寺東町一丁目地内	約0.15	平成7年1月9日 武蔵野市告示第5号
⑪	街区公園	第2・2・11号	東町公園	武蔵野市吉祥寺東町二丁目地内	約0.26	平成7年1月9日 武蔵野市告示第5号
⑫	街区公園	第2・2・12号	武蔵川公園	武蔵野市境二丁目地内	約0.10	平成7年11月22日 武蔵野市告示第137号
⑬	街区公園	第2・2・13号	山谷公園	武蔵野市西久保一丁目地内	約0.06	平成7年11月22日 武蔵野市告示第137号
⑭	街区公園	第2・2・14号	八幡通り公園	武蔵野市吉祥寺東町二丁目地内	約0.13	平成7年11月22日 武蔵野市告示第137号
⑮	街区公園	第2・2・15号	本の花小路公園	武蔵野市吉祥寺北三丁目地内	約0.07	平成8年9月17日 武蔵野市告示第100号
⑯	街区公園	第2・2・16号	野鳥の森公園	武蔵野市西久保一丁目地内	約0.39	平成10年1月9日 武蔵野市告示第1号
⑰	街区公園	第2・2・17号	市民の森公園	武蔵野市関前三丁目地内	約0.37	平成10年12月3日 武蔵野市告示第129号
⑱	街区公園	第2・2・18号	本田南公園	武蔵野市吉祥寺南三丁目地内	約0.05	平成10年12月3日 武蔵野市告示第129号
⑲	街区公園	第2・2・19号	境南ふれあい広場公園	武蔵野市境南町二丁目地内	約0.22	平成11年2月4日 武蔵野市告示第14号
⑳	街区公園	第2・2・20号	吉祥寺西公園	武蔵野市吉祥寺本町三丁目地内	約0.21	平成13年2月1日 武蔵野市告示第14号
㉑	街区公園	第2・2・21号	吉祥寺北町公園	武蔵野市吉祥寺北町三丁目地内	約0.13	平成14年3月26日 武蔵野市告示第43号
㉒	街区公園	第2・2・22号	はなもみじ公園	武蔵野市吉祥寺北町二丁目地内	約0.07	平成15年9月22日 武蔵野市告示第117号
㉓	街区公園	第2・2・23号	関前四丁目公園	武蔵野市関前四丁目地内	約0.18	平成16年10月22日 武蔵野市告示第138号
㉔	総合公園	第5・4・1号	境公園	武蔵野市関前五丁目	約6.6	昭和16年1月11日 内務省告示第8号
㉕	総合公園	第5・5・3号	武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町二丁目地内	約10.1	昭和50年2月28日 建設省告示第234号
㉖	特殊公園	第8・5・1号	井の頭公園	武蔵野市御殿山一丁目地内	約16.85	昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
㉗	広域公園	第9・5・1号	小金井公園	武蔵野市桜堤三丁目地内	約13.1	平成元年3月20日 東京都告示第287号

●都市計画緑地

区対番号	名称		位置	面積 (ha)	計画決定年月日
	番号	緑地名			
㉘	第1号	グリーンパーク緑地	武蔵野市関前三丁目、関前四丁目及び八幡町一丁目各地内	約1.3	平成13年11月8日 武蔵野市告示第159号
㉙	第2号	吉祥寺東緑地	武蔵野市吉祥寺東町四丁目地内	約0.09	平成14年3月26日 武蔵野市告示第42号
㉚	第3号	境山野緑地	武蔵野市境四丁目地内	約0.35	平成14年12月27日 武蔵野市告示第181号

・クリーンセンター将来像の仮説

1. CC 将来像の仮説_ 《ごみ処理に終わりなし》

クリーンセンターは、20年～30年で更新していく施設である。また、最終的な処理機能としてのエコセメント事業も施設更新を迎える時期があり、その時期は、クリーンセンターの更新時期とは一致しない。

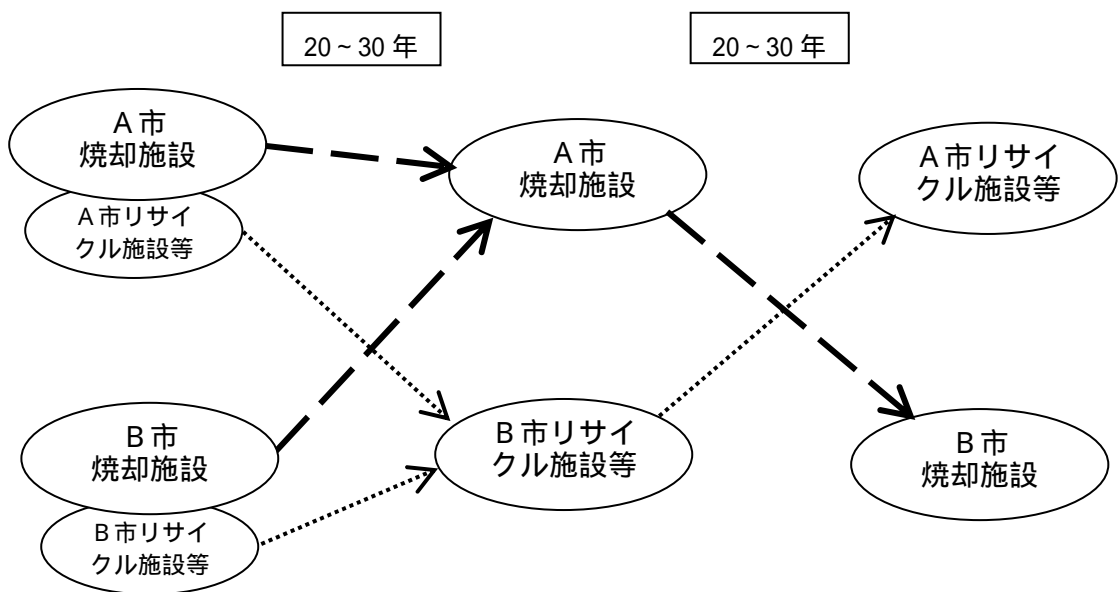
ごみの処分方法については、まだ技術開発の余地がある。ごみの量は、減量化対策の効果やライフスタイルの変化、省資源化（資源の枯渇）等の要因で将来一段と減ることが予想される。

ごみ処分の方向性として大きく2つの方向が、考えられる。

減量されたごみを効率的に処分するために広域連携による処理。

- ・今の処分施設程度の処理施設の規模は変えず、広域として総量を減らす。

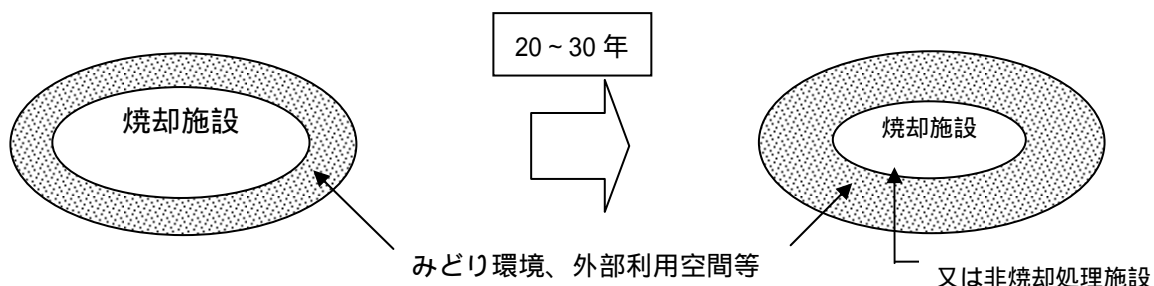
広域連携で更新時期ごとに地域間で機能の交換を行う



減量した処分量に見合った技術の開発。小規模化した処理施設による自治体ごとの単独処理。

- ・ 処理場の敷地規模は変えず、規模を小さくする。

小規模化をばねにしてまちづくりへ展開



2. CC 将来像の仮説_ 《ごみ処理をまちづくりに活かす》

前記 の方向性をさらに広げ、市内に複数のCC用地を設定することで、施設整備だけでなく環境の改善や、景観向上、オープンスペースの確保などを併せて行い、硬直化した地域でのまちづくりへつなげて行くことが可能である。

将来、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化により、施設規模（敷地面積）の縮小が可能となり、分散配置も可能である。

